

令和 7 年度

第 1 回鹿児島県地域職業能力開発促進協議会

日 時：令和 7 年 1 1 月 6 日（木）

1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0

場 所：鹿児島市西千石町 1 - 3 2

鹿児島労働局 西千石庁舎 別館 3 階会議室

令和7年度 第1回鹿児島県地域職業能力開発促進協議会（会次第）

日時 令和7年11月6日（木） 14：00～15：30
場所 鹿児島労働局 西千石庁舎 別館3階会議室

1 開会

2 鹿児島労働局長あいさつ

3 委員紹介

4 会長選出及び会長あいさつ

5 議題

- ア ワーキンググループによる公的職業訓練の効果検証について
- イ 本県における公的職業訓練の実施状況について
- ウ 職業能力の開発及び向上の促進のための取組について
- エ 教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について
- オ 公的職業訓練の実施における年度計画策定方針について

6 閉会

令和7年度 鹿児島県地域職業能力開発促進協議会構成員及び委員名簿

構成	所 属	役 職 名	氏 名
有識者	鹿児島大学	キャリア形成支援センター長	新 留 康 郎
	南日本新聞社	編 集 局 長	平 川 順 一 朗
産業界	鹿児島県経営者協会	事 務 局 長	田 島 健 作
	鹿児島県中小企業団体中央会	事 務 局 長	福 山 賢 志
	鹿児島商工会議所	専 務 理 事	山 下 春 洋
	鹿児島県商工会連合会	事 務 局 長	林 輝 吉 峰
	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会	事 務 局 長	上 蘭 哲 也
福祉関係	社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会	事 務 局 次 長 兼 福祉人材・研修センター所長	山 下 か お り
教育・訓練機関等	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部	支 部 長	納 富 勢 子
	一般社団法人 鹿児島県専修学校協会	副 会 長	村 田 直 志
	鹿児島県職業能力開発協会	専 兼 務 理 事 局 事 長	永 野 義 人
	株式会社ニチイ学館 鹿児島支店	支 店 長	野 元 広 恵
職業紹介事業者等	ランスタッド株式会社 鹿児島支店	支 店 長	河 野 義 則
行政	鹿児島県	商 工 労 働 水 産 部 長	北 村 貴 志
	鹿児島市	産 業 局 長	濱 崎 誠 二
	鹿児島公共職業安定所	所 長	高 崎 雅 英
	鹿児島労働局	局 長	永 野 和 則
		職 業 安 定 部 長	菅 原 祐 昭

令和7年度 鹿児島県第1回地域職業能力開発促進協議会出席者名簿

構成	所 属	役 職 名	氏 名
有識者	鹿児島大学	キャリア形成支援センター長	新 留 康 郎
産業界	鹿児島県経営者協会	事 務 局 長	田 島 健 作
	鹿児島商工会議所	専 務 理 事	山 下 春 洋
	鹿児島県商工会連合会	事 務 局 長	林 輝 吉 峰
	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会	事 務 局 長	上 蘭 哲 也
福祉関係	社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会	事 務 局 次 長 兼 福祉人材・研修センター所長	山 下 か お り
教育・訓練機関等	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部	支 部 長	納 富 勢 子
	一般社団法人 鹿児島県専修学校協会	副 会 長	村 田 直 志
	鹿児島県職業能力開発協会	専 務 理 事 兼 事 務 局 長	永 野 義 人
	株式会社ニチイ学館 鹿児島支店	支 店 長	野 元 広 恵
職業紹介事業者等	ランスタッド株式会社 鹿児島支店	支 店 長	河 野 義 則
行政	鹿児島県	商工労働水産部雇用労政課長	下 畝 健 二 郎
	鹿児島市	雇 用 推 進 課 長	児 玉 行 宣
	鹿児島公共職業安定所	所 長	高 崎 雅 英
	鹿児島労働局	局 長	永 野 和 則
		職 業 安 定 部 長	菅 原 祐 昭

(随行員)

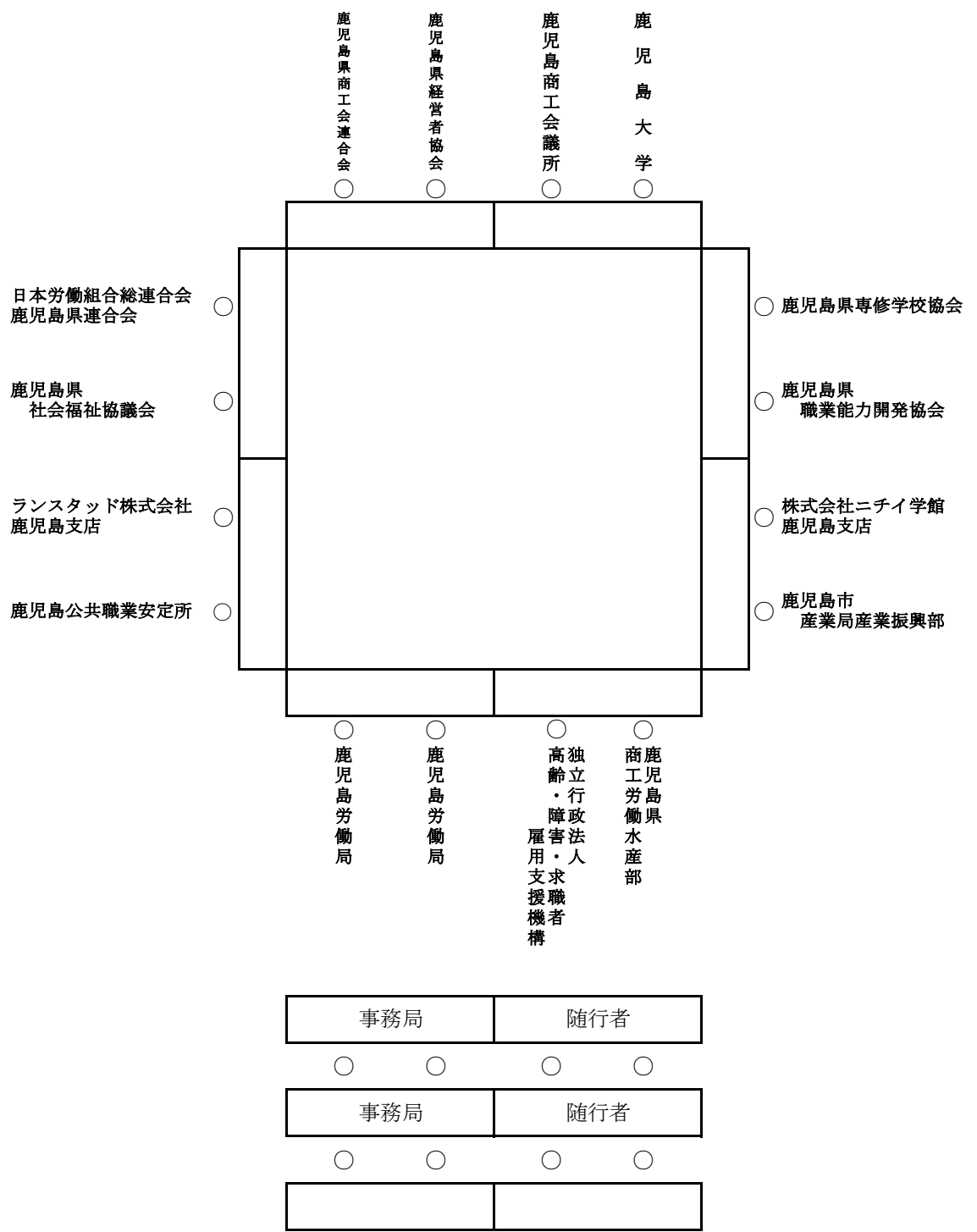
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部	訓 練 課 長	勝 田 慶 介
	求 職 者 支 援 課 長	柿 崎 耕
鹿児島県商工労働水産部雇用労政課	技 術 補 佐	蓑 輪 敏 之
	主 査	田 之 上 知 文

(事務局)

鹿児島労働局職業安定部	訓 練 課 長	金 田 知 之
	訓 練 課 長 補 佐	山 崎 さ と み
	地方人材育成対策担当官	向 吉 慎 吾
	厚生労働事務官	高 野 翔 太

令和7年度 第1回鹿児島県地域職業能力開発促進協議会（席図）

令和7年11月6日（木）
西千石庁舎 別館3階会議室



鹿児島県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

鹿児島労働局及び鹿児島県は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、鹿児島県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- (2) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 設置主体

協議会の設置主体は、鹿児島労働局及び鹿児島県とする。

3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 鹿児島労働局
- (2) 鹿児島県
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- (4) 労働者団体
- (5) 事業主団体
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- (7) 学識経験者
- (8) その他鹿児島労働局及び鹿児島県が必要と認める者

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

7 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

8 事務局

協議会の事務局は、鹿児島労働局職業安定部に置く。

9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月9日から施行する。

この要綱は、令和6年3月8日から施行する。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同じのものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らした上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

（1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・ 訓練実施にあたって工夫している点
- ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・ 訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・ 訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・ 訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

○ 委託訓練について、

- ・ 説明会資料又は委託要綱等の内容に追加

- ・ 公募条件又は入札の加点要素として付加

○ 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、

- ・ 求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
- ・ 申請・認定事務の際に周知
- ・ 求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

（５）協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

— MEMO —

[illegible]